

ID: 266

担当部署: 上下水道課

|   |                                |         |       |
|---|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 延滞金の徴収                         |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 高根沢町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第10条第1項 |         |       |
| 例規番号  | 平成5年条例第10号                     |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。<br/>(延滞金)</p> <p>第10条 管理者は、納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとし、年当たりの割合の基礎となる日数は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>2 前項の規定により延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> |                                |         |       |
| 備考  |                                |         |       |
| 設定年月日   | 令和7年3月27日                      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |